

## 令和8年度 保育所等の利用について

### ◆支給認定について

町立なかやま保育園、学校法人長崎児玉学園ぴーすこども園を利用するためには、保育を受けるための「支給認定」を受けることが必要です。

入所申込書類の「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 入所申込書」の内容を審査し、町が下記の区分によって認定を行います。

認定区分	対象となる子ども
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定の子どもを除く）
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども

さらに、保育を必要とする時間に応じて「保育短時間」または「保育標準時間」に区分されます。

区 分	利用できる保育時間
保育短時間	1日最大8時間
保育標準時間	1日最大11時間

※ 利用時間帯は、施設により異なります。裏面の「各施設の保育内容」を御覧ください。

### ◆保育料等について

- ・ 3～5歳児

保育料は無料です。

ただし、延長保育料等、別途ご負担いただく費用があります。

- ・ 0～2歳児

保育料は、保護者の住民税所得割額の金額等により異なります。また、多子世帯の保育料軽減措置があります。

※ 現在、令和7年度の保育料等は別紙「保育料徴収金基準額表」のとおりですが、制度改正により、令和8年度の保育料が改定される場合があります。